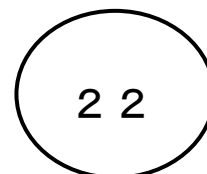


令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校名	福岡県立八幡中央高等学校
課程又は 教育部門	定時制課程

学校番号



1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめを生まない教育活動を推進する。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響について生徒の理解を深め、生徒が自ら問題を解決する力の育成及びいじめを生まない集団づくりを目指す。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題に組織的に対応する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、いじめの問題を正しく理解し、早期発見・早期対応を図るために、いじめ防止等対策委員会ならびに教職員自身の感受性や共感性を高める職員研修が必要である。「いじめは、どの子にも、どの学校においても起こり得る」という認識をすべての教職員が持つとともに、「安心・安全な定時制」を信条に、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。生徒や保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、以下のような、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する。

- (1) 教職員のいじめ防止教育に関する資質向上のために、計画的に職員研修会を年3回実施する。
(4月・10月・1月に予定)
- (2) 毎月、全職員によるいじめ防止等対策委員会を開き、単に担任がクラスの状況等を報告するだけでなく、全職員で生徒の情報を共有することに努める。
- (3) 毎年、年度初めには、全ての教職員に対して「学校いじめ防止基本方針」（変更点がない場合でも）の主旨や内容について理解するための研修会を実施する。
- (4) 各時期に実施される「いじめアンケート」については、その都度、分析したうえで研修会を開催し、改善点等があれば全職員に周知する。
- (5) きめ細かな対応が必要な生徒について、定期的に情報共有する場を設け教職員等へ正しい理解の促進を図る。
- (6) 生徒同士が人間関係をよりよく築くための、部活動内容や方法については、部活動顧問が適切な指導を行うことで、いじめのない環境を整える。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめは「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」問題であることを十分認識し、相談機能を充実し、日頃から生徒の見守り、信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、いじめは大人の目に気付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを認知する。

(2) いじめの早期発見のための措置

学校におけるいじめを早期に発見するため、定期的な個人懇談やアンケート調査を実施し、教育相談体制を充実させ、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、定時制では少人数授業の特性を生かし、授業中の生徒とのやり取りの中での些細な変化に注視し、登下校時や給食時間等の様子を観察する。その上で、地域、家庭と適切に連携して生徒を見守っていく。アンケートの実施日等の詳細は補助資料による。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめの認知は、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。また、インターネットや携帯電話等を利用したいじめや、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、日常から生徒の行動観察を行い、生徒理解に努める。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ③「いじめ防止等対策委員会」に直ちに報告する。
- ④「いじめ防止等対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなど事実の確認を行う。
- ⑤職員間で速やかに情報の共有を図る。
- ⑥疑いのある事案を把握した段階で、管理職から福岡県教育委員会に第一報を伝える。
- ⑦被害者・加害者の生徒保護者に報告する。いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置をとる。
- ⑧いじめを受けた生徒を徹底して守る観点から、所轄警察署（八幡西警察署）と相談して対処する。
なお、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署（八幡西警察署）に通報し、適切に援助を求める。
- ⑨部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。
- ⑩部活動指導員、非常勤講師が部活動の指導等を開始する前に本対応についての周知を行う。

(3) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

〈生徒へ〉

- ①事実確認とともに、まず、つらい気持ちを教職員が共感し、受容することで心の安定を図る。
- ②「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ③必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ④自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ⑤いじめられた生徒にとって信頼できる人（友人、家族など）と連携し、支援体制をつくる。

〈保護者へ〉

- ①発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝える。
- ②学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④継続して家庭と連携を図りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑤家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

〈生徒へ〉

- ①事実関係の聴取を行い、いじめた時の気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ②心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ③自らの行為の責任を自覚させ、教育的配慮の下、毅然とした対応をする。
 - ・必要と認める時は、いじめた生徒についていじめられた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒とその他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
 - ・生徒が自らの行為の悪質性を理解し、教育上必要があると認める時は、学校教育法11条の規定に基づく対応を行う。

〈保護者へ〉

- ①正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ②「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①自分の問題として捉えさせる。
 - ・いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持たせる。
 - ・囃し立てるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ②解決に向けて
 - ・加害生徒の謝罪で終わることなく、真の人間関係の構築を図る。
 - ・被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係を修復する。
 - ・双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団関係を取り戻すよう指導する。

(6) ネット上のいじめへの対応

学校における情報モラル教育を推進するとともに、学校単独で対応することが困難と判断した場合は、教育委員会と相談しながら、学校ネットパトロールを利用したり、必要に応じて法務局の協力を求めたりする。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は直ちに所轄警察署（八幡西警察署）に通報する。

(7) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合もある。教職員は、相当の期間が経過するまで、被害・加害生徒の様子を含めた状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、教育委員会と連携し相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

①の判断時点において、被害生徒がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められることが重要であり、被害生徒本人及びその保護者との面談等により確認する。

※①および②の要件が満たされたことを「いじめ防止等対策委員会」において校長が確認し判断する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

(1) 重大事態の発生と調査

- ①生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えても、重大事態が発生したものであるとして報告・調査にあたる。
- ②発生報告と調査については以下のとおりである。
 - ・福岡県教育委員会を通じて、福岡県知事へ事態発生について報告する。
 - ・重大事態に対処し、当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、速やかに、「いじめ防止等対策委員会」に当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織を設け、アンケートの実施やその他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ①調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を生徒及び保護者へ適切に提供する。
- ②調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を含め、福岡県教育

委員会を通じて福岡県知事へ報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

「いじめ防止等対策委員会」

(2) いじめ防止等対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ①学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため「いじめ防止等対策委員会」を置く。
- ②構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、人権・同和教育推進主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターに加え、個々の場面に応じ、関係の深い教職員を追加するなど柔軟な組織とする。機動的に運用するために、外部の専門家（スクールサポーター、スクールカウンセラー、学校医等）により、適切な助言を受ける。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ①重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、速やかに、「いじめ防止等対策委員会」を母体として、事態の性質に応じて適切な専門家（弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等）を加え、公平性・中立性を確保できる組織を置く。
- ②①の組織により、アンケートやその他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

7 学校評価

- ①学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。
- ②学校いじめ防止基本方針が、本校の実情に即して適切に機能しているかを「いじめ防止等対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。
- ③日頃から生徒とのコミュニケーションを図り、いじめの早期発見・早期対応に努め、いじめのない安全安心な学校づくりを行うことを目標とする。また、その評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのような取組を行っているかについて評価する。